

## 鳥栖市勤労青少年ホームの概要

昭和 45 年、中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置された施設であり、その設置根拠を「鳥栖市勤労青少年ホーム条例」におく。

設置当時は、中小企業対策の位置づけから、現在の商工振興課所管とされており、時代を経て、その目的が縮小されたことに伴い、昭和 61 年に、生涯学習機能を持つ施設に目的変更を行い、生涯学習課所管となった経緯を持つ。主に、貸館的機能を持ち、使用者の範囲は「市内在住、または市内企業で働く者で、35 歳未満のもの」とされている。一方で「その範囲に留まらず、市長が勤労青少年の使用に支障がないと認めるときは、勤労青少年以外の者も使用できる」とされている。

ホーム内は、1 階に「スポーツ室」及び「調理室」、2 階に「研修室 1 及び 2」及び「和室等」があり、使用料は、1 時間あたり、「スポーツ室 460 円」、「調理実習室 260 円」、「その他諸室 160 円」。

現在は、貸館業務が主体となっており、35 歳以上の団体が定期的にも利用することも多く、具体的には、太極拳協会や卓球愛好会等である。市自主事業は、教養講座として、生け花、フラダンス、ヨガ、クッキング、茶道、筆ペンといった、毎年恒例の事業が行われており、他に、成人一般を対象に、8 月から 11 月の間に陶芸教室を開催（陶芸窯 2 台）している。

## 〔仮称〕鳥栖市生涯学習センターの建設経緯

市は、勤労青少年ホームの用途廃止に伴い、令和 4 年度、田代地区にあった「田代まちづくりセンター分館」を一部（内装及び設備等）改修し、新たに「〔仮称〕生涯学習センター」として活用する方針を決定しており、施設内には、学校教育施設「みらい（鳥栖市教育支援センター）」を受け入れることとなっている。従って「〔仮称〕生涯学習センター」は、社会教育施設並びに生涯学習施設を基本としながら、その一部に他の役割を一時的に兼用することとなる。

## 他自治体における生涯学習センターの名称

自治体名	センター名	名称
佐賀県	佐賀県立生涯学習センター	アバンセ
鹿島市	鹿島市生涯学習センター	エイブル
久留米市	久留米市生涯学習センター	エールピア久留米